

令和8年度 障がい者芸術文化活動支援事業業務委託仕様書

1 目的

本事業は、さまざまな障がい者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、福井県における障がい者の芸術文化活動を支援する体制を整備することにより、障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

2 委託業務内容

実施団体は、芸術文化活動を行う障がい者本人やその家族、障がい福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等（以下「事業所等」という。）を支援する拠点として「障がい者芸術文化活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、次の事業を行う。

（1）福井県内における事業所等に対する相談支援

事業所等から支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス、必要に応じて職員等の訪問による相談支援等を行う。

なお、相談への対応に当たっては、相談記録のデータベース化を図るなど、工夫すること。

（2）障がい者の芸術文化活動を支援する人材の育成等

文化、福祉、教育等の多様な分野で障がい者の芸術文化活動に関わる者等に対して、他分野に関する知識等を深めるよう、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障がい特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成および確保を図る。

（3）関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、障がい者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えてさまざまな関係者とネットワークを築く。

また、ネットワークを通じ、事業についての意見交換や情報共有、芸術文化活動の質の向上などに務め、事業の実施に必要な協力を得ること。特に、既に県内で芸術展・イベント等を行

っている団体等との連携協力は必ず行うこと。

(4) 発表等の機会の創出

地域における障がい者の活躍の場を拡げ、地域のさまざまな人々との交流が促進されるよう工夫し、関係者や専門家等と連携し、(3) のネットワークを活用しつつ、質の高い芸術文化活動につながる展示、体験プログラム、公演等、地域の障がい者の表現活動の発表等の機会を提供する。

なお、発表等の機会は、原則として月1回以上開催することとし、開催場所については、嶺北地域または嶺南地域に偏ることがないよう、県と協議のうえ実施するものとする。

(5) 情報収集・発信

展示や公演などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、県内の障がいのある方の作品の発信・作者の発掘など、福井県内の芸術文化活動の情報を収集し、ホームページや広報誌等の媒体を使い、必ず発信するとともに、「障がい者芸術文化活動広域支援センター」および全国の支援センター等と連携し、得られた情報の活用を行う。また、可能な限り、国内外の情報収集・発信にも努める。

(6) 成果報告のとりまとめ

事業完了の際は実施成果をとりまとめ、報告書を作成し、福井県および広域センターへ報告する。

3 実施上の留意点

(1) 福井県および福井県内市町が実施する事業への協力について

福井県および福井県内市町が実施する障がい者の芸術文化活動支援に関する事業について、
2 (3) のネットワーク等を活用し、積極的に協力すること。

また、支援センターが実施する研修会や展覧会等のイベントについては、原則として福井県との共催とし、事前に協議すること。

(2) 相互連携について

他県の支援センター、広域センターと、それぞれ連携・協力のもと、事業に取り組むこと。
その際、広域センターが行うブロック研修、ブロック連絡会議および連携事務局が行う全国連

絡会議に積極的に参加するよう努めること。

(3) 事業の検証や分析等について

本事業の質の確保が図られるよう、本事業の検証や分析等を行うこと。

(4) 障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律等について

事業実施においては、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）および同法に基づく国の基本的な計画、福井県障がい者福祉計画に基づき実施し、地域住民への芸術文化活動への関心やより一層の参加を促し、地域における芸術文化活動の機運醸成を図ること。

(5) 打ち合わせ

受託者は業務遂行上の詳細な内容について委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。

(6) その他

- ・本事業にかかる人件費その他の経費は、本事業の実施のために活用する。
- ・支援センター運営にかかる責任者1名と本業務に関する相当の知識および経験を有する常勤の職員を1名以上を配置する。なお、支援センターの運営に支障のない範囲で法人の業務と兼務できる。
- ・また、本事業の実施団体は単年度ごとに更新されるため、実施団体が変更になった場合には、継続的な支援を行うために必要な情報等の引き継ぎを十分に行うこと。
- ・個人情報の取扱いには十分留意すること。
- ・成果物の利用に際しては、次のとおりとする。
- ・受託者は、業務上知り得た情報等を外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。また、契約終了後も同様とする。
- ・その他本事業に関して本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じたときは、委託者および受託者で協議の上、委託者の指示に従い業務を遂行すること。